

平成 29 年度筑波大学における利益相反マネジメントの状況について

1. 趣旨

大学において産学連携活動を積極的に推進することに伴い、利益相反に関わる問題、すなわち、責任ある地位についている者の個人的な利益が職務上の責任と相反する状況が生じる可能性が増大してくることから、筑波大学においても、平成 17 年 9 月に利益相反規則を制定し、以降、利益相反委員会や利益相反アドバイザー、利益相反アドバイザリーボードを設置し、利益相反に関わる問題について、特に問題の発生を予防することに重点を置いて、利益相反マネジメントを実施してきました。

この利益相反マネジメントに関しては、前年度に引き続き、平成 30 年 5 月末日を締切りとして、教職員等を対象に「産学官連携活動に係る個人的な利益に関する報告」義務の履行を求め、それにより報告された内容についての審議が同年 9 月 25 日開催の第 17 回利益相反委員会において行われました。

以下は、同委員会の審議の結果に基づいて行う情報の公表です。公表にあたっては、筑波大学利益相反ポリシーに基づき、個人情報保護の観点から教職員等のプライバシーに関わる部分を除き、統計的に処理した情報としています。

2. 産学官連携活動に係る個人的な利益に関する報告のまとめ

(1) 報告義務があると認められる個人的な利益の範囲について

ア 報告の対象となる期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

イ 報告の対象となる個人的な利益

報告の対象となる個人的な利益は、筑波大学と関わりのある特定の企業等から受けた個人的な利益です。筑波大学と関わりのある特定の企業等とは、①筑波大学の研究成果の移転を受けている企業、②筑波大学と共同研究等を実施している企業、③筑波大学に製品等を納入している企業、④筑波大学が出資又は人的及び技術的援助を受けている企業等（①及び④は当該年度を含めて過去 10 年間の関係を含み、②及び③は当該年度を含めて過去 3 年間の関係を含む。）が該当します。

また、個人的な利益とは、教職員等が兼業や技術移転の対価として受取った収入で企業等

からの収入の合計が 100 万円以上の場合（複数の企業等から受け取った場合も含む。）や、株式等（株式が未公開か公開かを問わない。ただし、公開株式にあつては、発行済み株式総数の 5%以上に相当する場合に限る。また、新株予約権、合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。）の取得（当該年度前に取得した株式等の保有を含む。）を意味します。なお、当該教職員等の配偶者及び生計を一にする二親等内の親族が個人的な利益を受けたときを含みます。

（２）今回提出のあった自己申告書のまとめ

今回の産学官連携活動に係る個人的な利益の報告の総計は、以下のとおりです。

○31 人から 81 件の報告（教員 31 人）

（平成 28 年度：30 人から 121 件の報告（教員 30 人）、平成 27 年度：24 人から 99 件の報告（教員 24 人））

【内訳】

ア．兼業に係る報酬

23 人から 69 件の報告

（平成 28 年度：23 人から 111 件の報告、平成 27 年度：20 人から 95 件の報告）

イ．研究成果の実施料若しくは売却による収入

3 人から 3 件の報告

（平成 28 年度：2 人から 2 件の報告、平成 27 年度：1 人から 1 件の報告）

ウ．株式等の保有

20 人から 21 件の報告

（平成 28 年度：15 人から 17 件の報告、平成 27 年度：11 人から 11 件の報告）

（３）利益相反委員会での審議の結果

ア 今回の「産学官連携活動に係る個人的な利益の報告」に関して、利益相反規則に基づいて直ちに学長の勧告を行わなければならない事例はありませんでした。

イ ただし、今回の報告に関連して、今後以下の点に留意する必要があるとされました。

（ア）私的な契約である兼業は、契約の透明性や公正性の確保の面から、可能であるものについては学術指導契約や受託研究契約等に切り替えることを今後とも推奨していくこと。

(イ) 自己申告書の提出を始めとする利益相反マネジメントの趣旨について、学内への浸透を一層推進していくこと。

(ウ) 平成 28 年度から組織としての利益相反マネジメントが開始されたが、マネジメントが軌道に乗るまでは丁寧にフォローし、また必要に応じ適宜修正をしていくこと。

3. 利益相反に関わる問題についての教職員等からの相談

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、学内から 61 件、学外から 8 件の利益相反に関わる問題についての相談がありました。これらについては利益相反アドバイザーから回答しました。相談内容を分類すると、多かったものは、大学の名称使用関係 (35%)、大学発ベンチャー関係 (11%)、自己申告書・開示について (11%) などでした。

4. 利益相反の定期的自己申告の電子システム化について

平成 30 年 4 月から利益相反の定期的自己申告が電子化されて、これまで以上に簡単に自己申告することができるようになりました。